

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月17日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第21号

## 墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第1条の」を「第1条に規定する」に改め、同条第3号中「第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を「第8条の2第16項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」に改め、同条第4号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同条第7号中「自立支援型デイサービスに関することその他の」を削る。

第4条第4号を同条第6号とし、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の2を同条第4号とし、同条第2号中「介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費」を「総合事業に係るサービス費」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の2を同条第2号とする。

第6条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改める。

第7条第1項中「規定する事業」を「掲げる事業」に、「第2号の2までに規定する」を「第4号までに掲げる」に改め、「締結し」の次に「、又は指定管理者の承認を受け」を加え、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第9条第1項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項各号列記以外の部分中「規定する」を「掲げる」に、「介護予防通所介護利用者」を「総合事業利用者」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「厚生労働大臣」を「区長」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項中「介護予防通所介護利用者」を「総合事業利用者」に改め、同条第6項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

8 指定管理者は、規則で定めるところにより、第1項から第4項までの規定により通所介護利用者等が指定管理者に支払う費用の額を減額し、又は第6項の規定により利用者が指定管理者に支払う費用の額を減額し、若しくは免除することができる。  
第12条第3号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

第16条第3項第2号中「発揮」の次に「することが」を加える。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度におけるこの条例による改正後の第3条第3号、第4号及び第7号、第4条第3号、第7条第1項並びに第9条第3項及び第5項の規定の適用については、第3条第3号中「介護保険法第8条の2第16項に規定する特定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」とあるのは「介護保険法の一部を改正する法律（平成26年法律第83号）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」と、同条第4号中「介護保険法第8条の2第13項」とあるのは「旧法第8条の2第15項」と、同条第7号中「区長が」とあるのは「自立支援型デイサービスその他の区長が」と、第4条第3号中「総合事業に係るサービス費」とあるのは「旧法に基づく介護予防通所介護に係る介護予防サービス費又は特例介護予防サービス費」と、第7条第1項中「し、又は指定管理者の承認を受けなければならない」とあるのは「しなければならない」と、第9条第3項各号列記以外の部分中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と、同項第1号中「区長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第5項中「総合事業利用者」とあるのは「介護予防通所介護利用者」と読み替えるものとする。
- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項の規定により締結した契約及び同条第2項の規定により受けた承認は、平成29年3月31日を期限として、この条例による改正後の条例第7条第1項の規定により締結した契約及び同条第2項の規定により受けた承認とみなす。ただし、改正前の条例第9条の規定により納付された利用料等の取扱いについては、なお従前の例による。